

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

近所で親しくしていた方が、将来のことを考えて年金に入らなければならないと教えてくれたので、夫と一緒に未納期間分の金額を用意して、A区役所B支所において国民年金の加入手続きを行い、二人分の保険料を納付した。

夫には未納期間が無いのに、保険料を一緒に納付した私に未納期間があることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番であり、国民年金受付処理簿及びオンライン記録により、第2回特例納付実施期間中の昭和50年4月頃に払い出されたことが推認できることから、申立人は、申立期間直後の48年4月から50年3月までの国民年金保険料を遡って納付したと考えられ、同年4月から第3号被保険者となった平成元年5月までの保険料を全て納付していることから、納付意識が高かったと認められる。

また、申立人と保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間直後の昭和48年4月から50年3月までの保険料を申立人と同様に遡って納付しており、C県（当時）作成の年度別納付状況リストにより、申立期間を含む41年11月から48年3月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付したことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間直前の昭和46年2月から47年3月までの保険料は夫と同様に特例納付されていることから、未納期間が残らないように申立人

及び夫の保険料と一緒に納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA団体における船員保険の資格取得日は昭和20年7月1日、資格喪失日は21年10月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から21年10月1日まで

以前から、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことに疑問を持っていたところ、B養成所のOB会で、C社関係以外の友人に申立期間の船員保険の記録があることが分かった。

私は、昭和19年7月31日にB養成所D課を卒業したと同時に、E社（その後、C社に商号変更）に入社し、同年8月1日にF団に入隊した。その後、19年11月にA団体の予備船員となり、20年7月から同年8月5日までの期間はA団体管理下のG丸、同年8月下旬から同年9月20日頃までの期間はH丸、21年1月から同年10月に徴用解除されるまでの期間はA団体管理下のI丸に勤務していた。

このため、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年7月1日から21年10月1日までの期間について、C社・A団体に係る船員保険被保険者名簿には、資格取得日及び資格喪失日の記載は無いものの、申立人の氏名が記載されており、その備考欄には「21.4.1」と記載されていることが確認できる上、申立人に係る船員保険被保険者台帳においても、変更年月日欄には「21.4.1」と記載されていることから、申立人は、21年4月1日以前から船員保険に加入していたことが推認できる。

また、オンライン記録から、上記被保険者名簿において資格取得日及び資

格喪失日の記載は無いものの、氏名が記載されており、その備考欄に「21.4.1」と記載されている67人（申立人を除く。）のうちの19人は、昭和21年4月1日当時、船員保険に加入していたことが確認できる上、このうちの照会することができた1人は、「昭和19年11月から21年6月まで、C社に勤務し、19年11月から21年4月までの期間については、A団体の管理下で勤務していた。」と回答している。

さらに、申立人は、「昭和20年7月にA団体が管理するG丸に乗船したが、同船は、J国のK地方で機雷によって爆発し、沈没してしまった。」としていところ、戦没船を記録する会がまとめた「太平洋戦争時の喪失船舶明細表（汽船主体）」には、G丸が昭和20年7月22日にJ国K地方港内で触雷が原因で戦没したことが記載されている。

加えて、申立人は、「昭和21年1月から同年10月まで、A団体が管理するI丸に乗船した。」としており、自身より先に乗船していた同僚一人の氏名を記憶しているところ、オンライン記録から、当該同僚は、昭和20年12月21日から21年9月4日までの期間、いずれかの事業所において、船員保険に加入していたことが確認できることから、申立人の申立内容に不自然な点は無く、信憑<sup>びよう</sup>性が高いと認められる。

これらのことから、申立期間のうち、昭和20年7月1日から21年10月1日までの期間について、申立人がA団体管理下の船舶に乗船していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA団体における船員保険の資格取得日は昭和20年7月1日、資格喪失日は21年10月1日であると認められる。

また、昭和20年7月から21年9月までの標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和19年11月1日から20年7月1日までの期間について、申立人は、A団体の予備船員であったと主張しているところ、予備船員に船員保険制度が適用されるようになったのは20年4月1日からである上、申立人の主張以外に、申立人が同日以降、A団体の予備船員であったことを確認できる資料及び証言は得られない。

また、申立人は当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る船員保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が船員保険被保険者として昭和19年11月1日から20年7月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 5 月 10 日から 37 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 16 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、再交付された厚生年金保険被保険者証を所持しているところ、当該被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示は確認できない上、支給されたとする金額は、法定支給額と 3,069 円相違している。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 41 年 10 月 14 日に支給されたこととなっているほか、請求期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、脱退手当金の受給資格者は 9 人であるが、このうち、脱退手当金の受給者は申立人のみであることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

さらに、申立人が所持する実父からの手紙によると、申立人は、脱退手当金が支給されたとする時期に病気療養のために入院していたと考えられ、申立人が脱退手当金を受給したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月11日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、平成20年12月分賞与（同年12月11日支給）に係る記録が無いことが分かった。

所持する給与支給明細書（平成20年12月分賞与）の写しにおいて、間違いなく賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書（平成20年12月分賞与）及びA社が保管する平成20年分賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額21万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から54年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和51年3月にそれまで勤めていた会社を退職し、父が経営する工務店で大工の修行を始めた。年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和51年8月1日」とされていることから、父が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれたと思う。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から聴取することが困難なため、当時の納付状況等を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和54年12月に払い出されたことが確認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び当時実施されていた第3回特例納付による以外にないが、申立人及び申立人の兄は、「父親が保険料を遡って納付してくれたことを聞いたことは無い。」としていることから、申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付によって納付されたとは考えにくい。

さらに、申立人は、自身が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和51年8月1日」と記載されていることから、父親が同日から保険料を納付してくれていたと主張しているが、当該欄は被保険者期間のみを示したものであり、保険料を納付した事実の裏付けとはならない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成元年 8 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、厚生年金保険及び国民年金の加入期間が無いことに気付いた。改めて年金の加入記録を照会したところ、厚生年金保険の記号番号が判明して記録が統合されたが、国民年金の加入記録は確認できなかったとの回答を受け取った。

母は、申立期間当時、大学生が国民年金の任意加入者であることを知っていたが、将来のことを考えて私が 20 歳を過ぎた頃、A 市役所 B 地区事務所（現在は、A 市 C 区役所 D 出張所）において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。

申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳を過ぎた頃に母親が A 市役所 B 地区事務所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。国民年金の記号番号が記載された年金手帳を平成 9 年以降に勤務していた職場（E 県立高等学校）に提出、又は基礎年金番号通知書を受け取った際の回答と一緒に送付した。」と主張している。しかし、E 県教育庁では、「学校の事務担当者が年金手帳を回収することは無かったと思う。」と回答している上、日本年金機構 F ブロック本部 G 事務センターでは、「基礎年金番号通知書を送付した際、複数の年金手帳（記号番号）を所持している方からは、返信はがきによりその旨を連絡していただいていたが、それに年金手帳を添付してもらうことは無かったと思う。」と回答していることから、申立人が現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた事実を確認できない。

また、オンライン記録により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され

た形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から平成6年6月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から平成6年6月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の付加保険料は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の付加保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、私が20歳になったときに母が行った。その際、母が付加年金の加入手続も同時に行い、付加保険料も含め納付してきたと聞いている。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和48年12月28日に払い出されていることが確認でき、特殊台帳及びA町役場（現在は、B市役所A支所）作成の国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、申立期間のうち47年3月以前の定額保険料は第2回特例納付、47年4月から49年3月までの定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、これらの期間の付加保険料を遡って納付することはできない。

また、オンライン記録及びB市役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）により、申立人が最初に付加保険料の納付申出を行ったのは、申立期間後の平成6年7月19日であることが確認できることから、申立期間の付加保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとする母親から当時の詳しい状況を聴取することはできなかった。

加えて、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年9月15日まで  
② 昭和24年5月16日から27年4月30日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①はA社（現在は、B社C工場）に勤務し、申立期間②は同社の子会社であるD社又はE事業所に勤務し、いずれも給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務した。」と申し立てているが、申立人が氏名を記憶している元同僚3人のうちの1人は、「私は、戦争が終了する前にA社の下請会社であるF事業所（その後、G社に改称。）に入社した。入社したのは自分の方が先であるが、申立人もF事業所に勤務していた。」としていることから、当該期間における申立てに係る事業所はF事業所であったことがうかがえる。

しかしながら、F事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年8月10日であり、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、F事業所は、昭和44年5月21日には適用事業所ではなくなっていることがオンライン記録により確認でき、同社の事業主は既に亡くなっている上、B社C工場は、「申立期間①当時、申立人が在籍していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における保険料の控除及び勤務実態について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間①後の昭和 23 年 10 月 16 日から 24 年 4 月 1 日まで、A 社 C 支社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、上記元同僚 3 人のうちの 1 人は、23 年 7 月 1 日から同社 C 支社で厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、同社 C 支社についても調査したものの、当該元同僚は、「私は、戦争が終了する前から勤務していた。」としていること、及び申立人と同様に、23 年 10 月 16 日から 24 年 4 月 1 日までの間に A 社 C 支社で厚生年金保険に加入し、資格喪失後、同日に D 社で厚生年金保険に加入したことがオンライン記録により確認できる元従業員は、「自分も F 事業所に勤務していたが、勤務を開始した当初は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していることなどを総合的に判断すると、申立期間①当時、F 事業所の従業員は、A 社 C 支社で厚生年金保険に加入していたものの、採用と同時に加入していなかったことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「D 社又は E 事業所に勤務した。」と申し立てているが、上記のとおり、申立人が氏名を記憶している元同僚の一人は、自身と申立人は F 事業所に勤務していたとしていることから、当該期間に係る事業所は F 事業所であったことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、昭和 23 年 7 月 1 日から 24 年 4 月 1 日までの間に A 社 C 支社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる上記元同僚は、申立人と同様に、24 年 4 月 1 日から D 社で厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、当時、F 事業所の従業員は、同日以降は D 社で厚生年金保険に加入していたことがうかがえるところ、当該元同僚は、「申立人は、F 事業所にそんなに長い期間は勤務していなかったと思う。」と証言している。

また、D 社は昭和 39 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることがオンライン記録により確認でき、事業主も既に亡くなっていることから、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、D 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した昭和 24 年 4 月 1 日と同一日に資格を取得した元女性従業員が 40 人確認できるところ、照会することのできた 4 人のうちの 1 人が、「申立人と一緒に勤務していた。」としているが、当該従業員の被保険者資格喪失日は、申立人と同時期の同年 4 月 28 日であることが確認できる。

加えて、D 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 5 日から 49 年 3 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 48 年 12 月 5 日にA社B営業所に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 49 年 3 月 1 日になっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿から、申立人は、申立期間において同社B営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、同社B営業所は、申立人の資格取得日を昭和 49 年 3 月 1 日として、同年 4 月 6 日に社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できるところ、同社は、「申立期間の保険料を給与から控除していない。」と回答している上、同社の総務担当従業員は、「保管している『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』を見ると、申立人の資格取得日を昭和 49 年 3 月 1 日として届け出ている。したがって、申立期間の保険料は給与から控除していないし、社会保険事務所に対して納付もしていないと思う。」旨証言している。

また、オンライン記録から、A社B営業所において、昭和 42 年から 55 年までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる従業員のうち、新規採用者及び中途採用者 14 人（申立人を除く。）について調査したところ、雇用保険の加入記録を確認できなかった 1 人を除く 13 人はいずれも、雇

用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が一致していることから、申立期間当時、当該事業所は、従業員を雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させていたことがうかがえ、申立人についても、雇用保険の被保険者資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同一日の49年3月1日である。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間であることが分かった。

私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「出産のためにA社を退職した際、脱退手当金を受け取った記憶は無いが、出産一時金を受け取った記憶はある。受け取った時期は、昭和39年の5月か6月頃だった。」としているところ、上記被保険者原票の裏面には、健康保険法による分娩及び育児に係る給付金が支給された記載があり、その処理年月日は「39. 4. 16」とされていることが確認でき、同被保険者原票における「脱」の表示の横にも「39. 4. 16」と日付が記載されていることから、分娩及び育児に係る給付金と脱退手当金の請求が同時に行われ、これらを同時に受給した可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から平成 14 年 5 月 1 日まで  
遺族年金を請求する際に、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが判明した。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間に係る標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていた。

A社に入社した当初から、国(厚生労働省)の記録よりも高額な給与が支給されていたと記憶しており、申立期間当時の給料支払明細書を一部所持しているため、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、申立期間のうち、一部の期間について給料支払明細書を所持しているところ、当該明細書から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る標準報酬月額 53 万円ないし 62 万円に相当する給与が支給されていたこと

が確認できる一方で、当該明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が 28 万円ないし 32 万円であり、その額は、オンライン記録と一致又はこれよりも低額であることが確認できる上、明細書を所持していない期間については、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A社は、「従業員の希望により、給与から控除する厚生年金保険料を低額にするため、報酬月額を実際よりも低額にして届け出していた。したがって、申立人の申立てどおりの厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、オンライン記録から、現在も同社に勤務していることが確認できる従業員 3 人は、いずれも同様の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月1日から平成6年12月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で厚生年金保険被保険者であった期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与額よりも低額になっていることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額は20万円となっているが、給与を20万円に減額した記憶は無く、申立期間当時の標準報酬月額は24万円になると思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の違いについて申し立てているが、A社の商業登記簿から、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、「A社は既に解散しており、当時の関係資料は保管していない。」としている上、申立人自身も、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、上記のとおり、申立人は、A社の代表取締役であり、「申立期間当時、給与額など会社の業務全般を決定処理していた。また、社会保険労務士事務所が作成した厚生年金保険関係書類の内容を確認し、押印していたと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 28 日から 36 年 8 月 11 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

当時は脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和36年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者整理番号が申立人の前後各50番以内の被保険者のうち、申立人が資格喪失した日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者40人の支給記録を調査したところ、当該40人の全てについて、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、連絡先が判明した3人はいずれも、「請求手続を事業所に代行してもらった。」と証言している上、同社の後継企業であるC社も、「当時は、退職する従業員に係る脱退手当金の請求手続を代行しており、申立人についても、代行したものと考えられる。」旨回答していることを踏まえると、申立人についても代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 1 月 1 日まで  
② 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 1 月 1 日まで  
③ 平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、私が所持している給与支払明細書の給与額と相違していることが分かった。

申立期間当時の給与明細書を所持しているので、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 1 月 1 日までの期間について、申立人は、9 年 10 月から同年 12 月までの給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る標準報酬月額 44 万円に相当する給与が支給されていたことが確認できるが、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

また、申立期間①のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、A社は、「資料が保管されていないため、保険料控除額については不明である。」と回答している上、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

3 申立期間②について、申立人は当該期間の給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る標準報酬月額44万円に相当する給与が支給されていたことが確認できるが、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

4 申立期間③のうち、平成11年1月1日から12年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年3月1日までの期間について、申立人は11年1月から同年12月までの期間及び12年2月分の給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書から、申立人に対しては、オンライン記録を上回る標準報酬月額44万円ないし47万円に相当する給与が支給されていたことが確認できるが、当該明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

また、申立期間③のうち、平成12年1月1日から同年2月1日までの期間について、A社は上記のとおり回答している上、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

5 A社はB厚生年金基金に加入しているところ、当該基金が保管する申立期間①から③に係る厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、オンライン記録において、いずれの申立期間についても、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から③についても、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から33年6月26日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、その支給対象期間について、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和33年9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている脱退手当金受給資格者64人の支給記録を調査したところ、支給記録がある被保険者は23人であることが確認でき、オンライン記録から、このうちの22人の脱退手当金はいずれも、資格喪失日から6か月以内に支給決定されたことが確認できるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、所持している平成5年度の新賃金表の給与額に基づく標準報酬月額と異なっていることが分かった。

当時の市民税・県民税特別徴収額通知書等を提出するので、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していたときに会社から受け取った平成5年度の新賃金表の金額と比べて、申立期間の標準報酬月額が余りにも低くなっているのので、間違っていて記録されているのではないか。」と申し立てているが、B社は、「申立人は、平成\*年\*月\*日に55歳に到達したことから、就業規則により、翌月の同年8月から役職手当を除く給与額が従前の85パーセントとなっている。」と回答しているところ、同社が保管する「55歳を超えた者の新賃金表」において、申立人の給与は平成5年度が47万4,080円、6年度が47万9,940円と記載されており、申立人のオンライン記録における申立期間の標準報酬月額47万円と符合していることが確認できる。

また、申立人が所持する平成7年5月の給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、申立人が所持する申立期間に係る市民税・県民税特別徴収額通知書の「社会保険料」欄に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額、健康保険料額及び雇用保険料額の合計額にほぼ一致している。

さらに、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和36年4月1日前後の35年4月1日から39年4月1日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員12人（途中退職者8人を除く）のうち10人の標準報酬月額が、申立人と同様に満55歳に到達した月から4か月目の随時改定により低額になっていることがオンライン記録から確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、C健康保険組合が保管する「適用台帳」の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できるほか、オンライン記録において、申立期間について、申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見られない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 24 日から 39 年 3 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、転職する際、次の会社を決めてから退職しており、A社には、昭和 39 年 2 月末まで勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中も引き続き、A社に勤務していた。」と申し立てているところ、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間の始期である昭和 38 年 12 月 24 日にB社において雇用保険に加入したことが確認でき、当該加入日とA社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が一致していることから、申立人は、申立期間において、B社に勤務していたことがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人がB社で厚生年金保険に加入していた可能性が否定できないことから、同社を調査したものの、同社は既に解散している上、元代表取締役は、「申立人は、当社に在籍していたが、会社が閉鎖され書類も無く、申立人が入社した当時の責任者及び担当者も亡くなっているため、在籍期間等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険への加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、B社勤務当時の同僚4人の名字を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該4人と同一の名字の被保険者が確認できるが、このうちの3人の厚生年金保険被保険者資格の取

得日は雇用保険被保険者資格の取得日より5か月ないし1年1か月後であることが確認できることから、同社では、従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 15 日から同年 6 月 21 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、知人の紹介でA市にあるB事業所（現在は、C団体）に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、知人の紹介でB事業所に勤務していた。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元職員のうちの二人は、「時期は特定できないが、申立人は、1か月ないしは2か月程度の短期間に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C団体は、「社会保険関係の届出書や社会保険事務所（当時）の確認通知書及び職員名簿を点検したが、申立人の氏名は確認できなかった。」と回答している上、上記元職員のうちの一人は、「当時は職種Dの出入りが激しく、職員の身分の扱いは職種D長が直接管理していたので、どのような取扱いであったかは不明である。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記元職員のうちの別の一人は、「申立期間当時、職種Dは引っ張りだこで、短期間で退職する人が多かったことから、職種D長が、『ちょっと様子を見る。』と言っていたことを記憶している。」と証言しているところ、オンライン記録から、申立期間を含む昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 8 月 26 日まで

の期間において、B事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる元職員は10人であることが確認できるが、その被保険者期間はいずれも5か月を超える期間であることから、勤務期間を約2か月としている申立人は、厚生年金保険の加入対象者となる前に同事業所を退職したことがうかがえる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 10 日から 49 年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年 4 月 10 日から 49 年 7 月 1 日までの間、公共職業安定所の紹介により、A 県 B 市 C 区に所在する D 社に事務員として勤務した。」と申し立てているところ、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 48 年 4 月 16 日から 49 年 10 月 31 日までの間、いずれかの事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、D 社の代表取締役、取締役のうちの一人及び上司のうちの一人の氏名を挙げているところ、同社の商業登記簿において、当該代表取締役及び取締役の氏名が確認できる上、当該上司の子息は、「父は既に亡くなっているが、昭和 38 年 4 月頃から 49 年 3 月頃まで同社に勤務していた。」と証言しており、申立人が氏名を挙げた元同僚の一人も、「私は、同社に勤務していた。申立人のことを覚えており、1 年半くらい勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A 県 B 市に所在する D 社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないことに加え、上記代表取締役の妻は、「夫は既に亡くなっている上、同社は、昭和 55 年 9 月 15 日に倒産し、申立期間当時の資料は処分した。申立期間当時には国民健康保険と国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該代表取締役

は、申立期間中、国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる上、上記元取締役及び元同僚も同様に、国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の夫のE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和48年4月26日から、夫の被扶養者となっていたことが確認できる上、申立期間中である49年\*月\*日に出産した長女に係る配偶者分娩費及び育児手当金を受給したことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。